

君津地区四市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議について

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは】

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保されたシステムのことであり、地域共生社会の実現に向かっていく上で欠かせないものです。

1 会議概要

設置年月日	
令和3年7月5日 「君津地区四市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議の実施に係る覚書」締結	
設置目的	
精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係に関する事業者、行政機関その他関係者の連携を図るため、君津地区4市において協議の場を共同で設置するもの。	

2 開催日及び開催内容

日時		内容
第1回	令和7年5月9日(金)	(1)令和6年度の実施結果について (2)令和7年度の活動目標および活動計画(案)について (3)連携体制の構築に向けた意見交換
第2回	令和7年9月12日(金)	(1)君津地区四市精神障がいに係る手帳利用者及びサービス利用者等の実績について (2)令和6年度の目標値の達成状況について
第3回	令和8年1月9日(金)	(1)地域移行支援の取り組みについて

【主な内容】

令和7年度は地域移行支援について4市で共通の目標値を設定し、評価・検証を行った。目標値自体は達成することができたが、精神科病院での長期入院患者への地域移行をより推進するため、関係機関の連携体制を構築し、地域移行支援の取組みを継続して実施している。